

## 保全処分申立ての取下げに必要な書類

| 執行機関 | 執行取消の対象            | 提出書類等   |
|------|--------------------|---|
| 裁判所  | 不動産                | ○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、物件目録と合てつし、契印したもの）<br>+副本（正本と同様のもの）×債務者の数                      |
|      |                    | ○登記権利者義務者目録・・・法務局1カ所につき 1通  |
|      |                    | ○物件目録・・・・・・・・・・・・法務局1カ所につき 1通   |
|      |                    | ○予納郵便切手・・・・・・・・・・・・法務局1カ所につき590円+590円<br>+110円×債務者の数                              |
| 裁判所  | 滞納処分庁がある場合         | ○登記免許税（収入印紙）・・・物件1筆（敷地権も1つにつき1筆と数える）につき1,000円、ただし、物件が法務局1カ所につき20筆以上の場合には定額20,000円 |
|      |                    | ○不動産全部事項証明書・・・保全命令発令後3年を経過した事件（不動産登記簿謄本）  |
|      |                    | ○当事者目録・・・・・・・・1通<br>○物件目録・・・・・・・・1通<br>○予納郵便切手・・・110円（滞納処分庁への通知用）                 |
| 裁判所  | 債権等                | ○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、仮差押債権目録と合てつして契印したもの）<br>+副本（正本と同様のもの）×（債務者+第三債務者）の数           |
|      |                    | ○予納郵便切手・・・110円×（債務者+第三債務者）の数  |
| 裁判所  | 滞納処分庁がある場合         | ○当事者目録・・・・・・・・1通<br>○仮差押債権目録・・・・1通<br>○予納郵便切手・・・110円（滞納処分庁への通知用）                  |
|      |                    | ○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、物件目録【図面がある場合は図面も】と合てつし、契印したもの）<br>+副本（正本と同様のもの）×債務者の数         |
| 執行官  | 不動産（占有移転禁止等）<br>動産 | ○予納郵便切手・・・110円×債務者の数  |

※ 当事者につき住所、代表者等の変更がある場合には、**住民票・履歴事項全部証明書**（商業登記簿謄本）を提出してください。

※ 保全決定から5年以上経過している場合は、記録が決定原本以外廃棄されているため、**印鑑証明**（本人による申立の場合）**または委任状**（弁護士による申立の場合）と、**住民票または戸籍の附票**（個人の場合）・**履歴事項全部証明書**（商業登記簿謄本 法人の場合）を提出してください。

※ 保全決定から10年以上経過している場合は、決定原本も廃棄されているため、上記に追加して、**決定正本とその写し**を提出してください。